

奈良県LPガス料金高騰対策事業 実績報告書提出時の留意事項（消費税の考え方について）

本事業におけるLPガス料金の値引きは、原則として、月々の料金の元値（消費税抜きの金額）から値引き額を差し引き、消費税額を加算して請求額とする処理をお示ししています。

例) 値引き前の請求額が、税抜 5,000 円（税込 5,500 円）の場合
$5,000 \text{ 円 (元値)} - 3,600 \text{ 円 (値引き額)} = 1,400 \text{ 円}$
消費税 140 円
<hr style="width: 20%; margin: 0 auto;"/> 値引き後の請求額（税込）1,540 円

ただし、消費税込みの料金から値引きせざるを得ない（税込み表示しかできない）事業者については消費税計算に誤りが生じないように（税込み金額からの値引き）対応を求めています。

今般、税込み金額から値引きを行った際、請求額の算定誤りが発生している事例を確認いたしましたので下記にご留意のうえ適正な対応をお願いします。

○誤った請求額の事例

項目	金額	消費税	合計
①LPガス料金	5,000 円	500 円	5,500 円
②値引き	-3,600 円	0 円	-3,600 円
請求額	1,400 円	500 円	1,900 円

← 誤

↓ (値引き額に相当する消費税額を減額する必要がある)

○正しい請求額の例

項目	金額	消費税	合計
①LPガス料金	5,000 円	500 円	5,500 円
②値引き	-3,600 円	<u>-360 円</u>	-3,960 円
請求額	1,400 円	140 円	1,540 円

← 正

料金値引きを開始した事業者において上記同様の誤りが生じている場合は次月請求分に不足分を足して請求を行ってください。

また疑問点・ご相談等がある場合は補助金センターへご連絡ください。

(TEL: 0742-33-7192)